

## 水道における新技術事例集に係る規程

制 定 令和 5年 1月 26日  
一部改正 令和 6年 5月 17日

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人水道技術研究センター（以下、「センター」という。）が「水道における新技術（以下、「新技術」という。）」を事例集として作成・公表するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において「新技術」とは、水道（水道施設及び給水装置をいう。以下、同じ。）に関して、水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下、同じ。）による導入実績がある技術、水道事業者以外による導入実績がある技術で水道への適用が可能なもの、又は公的機関による技術の評価・確認がなされている技術であって、かつ、水道事業者にとって、人手に代わる又はより高度な技術をいう。

2 この規程において「事例集」とは、当センターのウェブサイトで公表する新技術事例集をいう。

3 この規程において「申請者」とは、事例集への掲載を申請する者をいう。

### (事例集掲載の対象とする新技術)

第3条 事例集掲載の対象とする新技術は、前条第1項の規定により付した条件を満たすものとして、公益財団法人水道技術研究センター理事長（以下、「理事長」という。）が認めた新技術とする。

### (新技術事例集検討委員会)

第4条 理事長は、事例集の作成に当たり、新技術事例集検討委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会委員は学識経験者及び水道事業者の職員で構成し、理事長が委嘱する。

3 対象新技術の専門性に応じて、対象技術に関する専門家を委員会の臨時委員とすることができる。

4 委員会の所掌事務は、次の各号とする。

一 事例集への掲載に関する審査

二 掲載内容の変更に関する審査。ただし、軽易な変更は除く。

三 掲載期間終了に伴う掲載継続の審査

四 その他事例集に関し理事長が必要と認める事項

5 委員会の開催は、原則年4回とする。また、書面開催を併用することができる。

6 委員会は、必要に応じ、申請者の立会いのもとで新技術導入状況調査を行うことができる。

(募集)

第5条 事例集の作成及び掲載に当たり、理事長は必要な条件を付して新技術を募集する。

(申請)

第6条 申請者は、新技術事例集掲載審査申請書(様式1)、新技術説明書(様式2)及び新技術情報(様式10)に加え、新技術の説明に必要な事項を記載した図書を添付し、理事長に提出する。

(審査及び審査料)

第7条 委員会は、前条により提出された申請書等に加え、質問・意見等説明書(様式3)に基づき、事例集への掲載を審査する。

2 申請者は、前項に係る費用として、別に定める審査料を納めなければならない。

(審査結果の通知)

第8条 理事長は、委員会が審査した結果に基づき、申請者に対し審査結果通知書(様式4)を交付する。

(契約の締結)

第9条 理事長は、申請者と新技術事例集掲載契約書(様式5)により契約を締結する。

2 前項の契約期間は、3年間とする。

3 第1項の契約を締結した申請者(以下、「契約締結者」という。)は、事例集掲載に係る費用として別に定める事例集掲載料を納めなければならない。

(事例集の公表)

第10条 理事長は、前条により事例集掲載料の収入をもって、新技術情報(様式10)をセンターのウェブサイト公表する。

(事例集に掲載された情報の変更及び取下げ)

第11条 契約締結者は、事例集に掲載された情報に変更又は取下げを希望する場合は、新技術事例集掲載(変更・取下げ)申請書(様式6)を理事長に提出する。

2 前項により事例集の変更を申請した契約締結者は、軽易な変更と認める場合を除き、別に定める変更審査料を納めるものとする。

(変更審査結果の通知)

第12条 理事長は、委員会が審査した結果に基づき、契約締結者に対し審査結果通知書(変更)(様式7)を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、軽易な変更と認める場合はウェブサイトの変更をもって通知したものとみなす。

(事例集掲載の継続)

第 13 条 契約締結者は、契約期間満了後も継続して事例集への掲載を希望する場合は、新技術事例集掲載継続申請書（様式 8）を理事長に提出する。

- 2 前項により事例集への掲載継続を申請した契約締結者は、別に定める継続審査料を納めるものとする。

(掲載継続審査結果の通知)

第 14 条 理事長は、委員会が審査した結果に基づき、契約締結者に対し審査結果通知書（掲載継続）（様式 9）を交付する。

(掲載の中止)

第 15 条 契約締結者が申請の記載内容等に関し虚偽記載があると理事長が認めたときは、事例集への掲載を中止する。

- 2 理事長は、契約締結者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月東京都条例第 54 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者であることが判明したときは、前項の規定にかかわらず、催告することなく掲載を中止する。
- 3 第 1 項の掲載を中止しようとするときは、契約締結者に対し、期間を定めて必要な資料の提出及び弁明の機会を与えなければならない。
- 4 第 1 項の規定により掲載を中止した当該新技術は、新技術事例集から削除し、その旨をセンターウェブサイト公表する。
- 5 第 1 項の規定により掲載を中止された者は、掲載が中止されたときから 3 年間は、第 6 条の申請を行うことができない。
- 6 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定により掲載が中止された場合、既に納入された審査料及び掲載料等は返還しない。

(提出申請書等)

第 16 条 申請者は、各様式及びその他提出する図書等は、日本語を使用しなければならない。

- 2 各様式及びその他提出された図書等は、返還しない。
- 3 前項の申請書等は、事例集掲載審査及び事例集掲載以外の用途に使用しない。

附則

- 1 この規程は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 令和 3 年 4 月 12 日に制定された「水道施設の点検を含む維持・修繕に関する新技術事例集に係る規程」（以下、「旧規程」という。）は、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、旧規程に基づいて契約を締結した者は、令和 5 年 4 月 1 日からは本規程を適用する。

附則

この規程は、令和 6 年 5 月 17 日から施行する。